

[Vol.130] 保育施設での一時預かり

■一時預かりとは？

保護者が何らかの理由で子どもの保育ができない時に、一時的に子どもを預けることができるサービスです。

保育所や幼稚園などに通っていない子どもが対象となり、預けられる年齢は施設によって異なります。

■利用できる条件は？

保護者の就労や入院、冠婚葬祭などのやむを得ない理由や緊急時だけでなく、育児による保護者の心身の負担を軽減するためにも利用することができます。

■利用方法は？

利用するためには、事前に予約が必要です。初めて利用する場合は、事前に面談などでお子さんの状況を確認します。

一時預かりは通常の保育所などとは異なり、週何

回までというように利用日数に上限があります。預かり時間は施設によって異なり、半日や1日単位のところもあります。

料金についても施設によって異なりますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

■一時預かりを行っている施設

市内の認可保育所などの一部で実施しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

■問い合わせ

本庁保育こども園課
幼保支援係（☎ 34-1634）

市ホームページ▶



KID'S アルバム

～子育て支援センターの活動を紹介します～

♣ ぽっかぽか広場

当支援センターでは、季節に応じてさまざまなイベントを企画しています。毎週金曜日は、子育てサロン（0歳児）も開設しています。先日は0歳～1歳半を対象とした『泣き相撲大会』を行い、泣いたり笑ったりとても楽しい時間を過ごしました。2歳児向けのイベントも行っていますので、ぜひ遊びにいらしてください。



▶ 掛け声は「どっこいどっこいどっこいな！」



▶ みてみて！『泣き相撲大会』の衣装だよ

胆沢保育園子育て支援センター ☎ 41-4141



▶ 1～2歳児対象のおんがくリズム。さまざまな楽器に触れることができます



▶ ハーフバースデーの記念写真でキューピーちゃんに变身

広 告

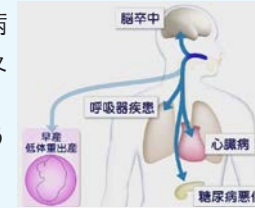
もっと安心 ずっとおうしゅう

～みんなの輪で支える在宅医療と介護～



第41回 体の健康 まずはお口から／一般社団法人 奥州歯科医師会 会長 千葉 雅之

歯周病は、「歯を失う怖い病気」であるばかりでなく、「全身の病気を悪化させる恐ろしい病気」です。なぜ、歯周病は体の健康を脅かすのでしょうか。それは、歯周病菌が血管内に入ると全身を駆け巡り、免疫機能を低下させて、各細胞の元気を無くすことが原因のようです。具体的には、①糖尿病の悪化、②心臓病、③脳卒中、④早産・低体重児出産、⑤呼吸器疾患（新型コロナウイルス感染症）などの悪影響が知られています。歯周病が原因で全身に悪い影響が及ぶと全身の病気をもたらし、命の危険にさらされてしまうこともあります。



では、歯周病菌を退治することはできるのでしょうか。それは難しい問題です。歯周病菌は、空気を嫌う嫌気性菌で、「歯と歯肉の間」に集まりやすく、バイオフィルムと呼ばれる細菌の層をつくり、共同住宅のようにすみ着きます。そこで、食後のブラッシングや歯間清掃などのセルフケアが重要です。食後の食器をすぐに洗うのと同じように、歯ブラシで清掃した部分は、歯周病菌の数が減少します。

歯科医院では、自分では掃除することが難しい部分の歯石やバイオフィルムを専門家が除去し、歯周病菌の活動を停止させて、歯周病の進行を遅らせることができます。上手にかかりつけの歯科医院を利用して、お口から全身の健康を守りましょう。

■問い合わせ＝市在宅医療介護連携拠点（市地域包括支援センター内・☎ 34-2906）

はい、こちら

総合相談室

（☎34-2915、FAX24-1991）

消費生活相談			前沢総合支所 市民福祉グループ	毎週火
本庁総合相談室	月～金	9:00～17:00 (受付16:00まで)	胆沢総合支所 市民生活グループ	毎週木
江刺総合支所 市民生活グループ	毎週月	10:00～15:00 要予約	衣川総合支所 市民福祉グループ	毎週金

10:00～15:00
要予約

「保険金が使えら」という住宅修理サービスのトラブルに注意



Q. 家に来た業者に、大雪で壊れた雨どいの修理を勧められました。「火災保険を使って、自己負担なく工事ができる」と言われましたが、本当でしょうか？

A. 台風などの自然災害によって建物に被害が発生した場合、火災保険を使えることがあります。

近年、「火災保険で自宅の修理が無料でできる」と宣伝する業者に関するトラブルが増えています。「高額のカンセル料を請求された」、「保険金が支払われず、解約もできないと言われた」、「工事がずさんだった」といったもので、市内でも昨冬の大雪被害を受け、複数の相談が寄せられています。

火災保険は損害に応じた金額が支払われるものです。契約者の自己負担が無いということは、業者への報酬は保険金の中から支払われることになると思われます。悪質な業者は、利益を多くするために損害を大きく申告させたり、ずさんな工事を行って工事費を浮かせたりするケースがあります。

支払われる保険金の金額は、保険会社の審査が終わらないと分かりません。工事の契約をする前に保険会社に相談しましょう。実際の損傷以外のものを損害として申告するのは違反行為です。工事をする場合は、見積もりを複数の業者に依頼し、比較検討することをお勧めします。



広 告